（削る）	
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間が四時間未満である場合	百分の七十
（削る）	
（削る）	

三の二　通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合	百分の七十（五月以上継続している場合は百分の五十）

三の三　通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注2の(3)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合	百分の七十（五月以上継続している場合は百分の五十）

四　（略）

（新設）

(2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 (2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	百分の七十

（新設）

四　（略）